



〔紹介〕

フランスの文化財保護

驚塚 泰光

(文化庁・美術工芸課文化財調査官)

現在何らかの形で文化財保護政策を行っていない国は無いといっても過言ではあるまいが、その具体的な事例方法などについては意外に知られていないのが実情である。たまたま筆者は昨年四月六日から五月二日まで、文化庁・国際交流基金共催でパリ市プチ・パレ美術館において開催された「唐招提寺展」に随伴し、その際フランス文化・環境省建築局動産文化財課長ヴィクトル氏に面会してうかがった、フランスの文化財保護——特に美術工芸品——についてその内容をまとめてみることにする。しかし限られた時間内の会見の上、言葉の障害があるため、意を尽くすことができない点も多いが、何かの参考となれば幸いである。

文化財の概念

フランスでは文化財を「歴史的記念物」という範囲の広い概念でとらえ、我が国でいう美術工芸品・建造物・史跡・名勝・天然記念物から民俗資料の一部まで包括しているようである。この概念の中には不動産文化財、動産文化財の他に指定による不動産文化財が含まれる。不動産文化財とは民法上の不動産

と全く同様で、建物・城・史跡などのように壊すには移動できないものを指し、動産文化財も民法の区分と同じく絵画・彫刻などの美術品をはじめ農機具等までもその範疇に入るとのことである。われわれにとって全くなじみのないのは「指定による不動産文化財」であろう。これは不動産(建造物)の一部に組込まれている教会の祭壇や暖炉のようにそれ自体不動産と切りはなすことができるが保護の為に移動・取りはずしを行わない方がよいため不動産とみなすものや、後世他処から持って来て取付けた壁掛などもこの範疇に含めている。即ちそれがはめこまれた建物は保存のための「サヤ」と解釈しているようである。これに当てはまる例を我が国では求めがたいが強いて挙げれば襖絵・杉戸などがこれに近いかと思われる。以上のように形状により三つに区分される「歴史的記念物」は「科学」「歴史」「文化」の三部門に分類されている。ここで問題とする美術工芸品は当然文化に入るものであるが、我が国のように絵画・彫刻・工芸品・書跡典籍・古文書・考古資料・歴史資料のような細分化は行っておらず、作品の価値判断をもとにしたランク付け(国宝と重要文

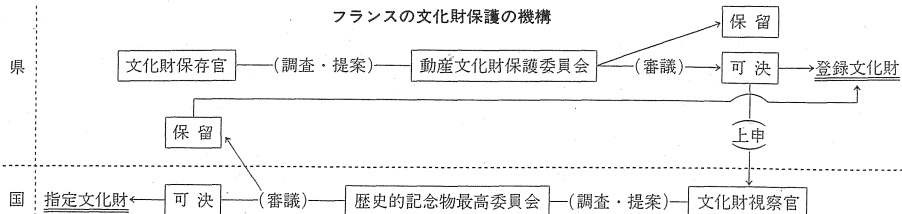
化財に分けるような)は行われていない。

保護の実態

法的な保護措置は早く一九世紀の半ばから行われているが、現在では二重構造の上に成り立っている。先ず保護のための行政組織から見ると、これも二段の構えとなっており、フランス全土は九六の県(県は地方公共団体ではなく、国の出先機関である)に分けられており、各県には「動産文化財保護委員会」が置かれ、委員会は知事が任命する約一五—二〇名の委員で組織される。構成員は知事又はその代理を初めとして県議会議長、県議会議員、警察署長、美術館長、図書館長、公務員の他に五人以上の学識経験者などで、これを見ても名誉職的な委員がかなり多くを占め、学識経験者の学術的な判断と共に良識による選択が重視されている様子が知られる。この委員会は審議機関であり、実際の調査は各県に一名置かれる文化財保存官(文化・環境大臣が任命)が行っている。この保存官は正規の公務員ではなく、学識経験者・研究者から選ばれ、公務員に当たっては数名の補助員を使うこともありうる。

県単位の組織に対して上級の審議機関は「歴史的記念物最高委員会」と呼ばれ、先の分類に従って科学・歴史・文化の三部会に別れている。各部会共文化大臣によって任命された学識経験者を中心とする二〇名の委員と若干十名の名譽会員から構成されている。学識経験者の内一〇名は文化・環境省の国家公務員であり、「文化財視察官」と呼ばれ、この視察官は上級組織において調査の実施にも当たる人たちである。指定・登録という法規制の実務は次のような段階で行われる。全国に散在する貴重と思われる文化

フランスの文化財保護の機構



財は所有者の報告に基づいたり或いは独自の選択で県の文化財保存官が現地調査を行い、写真撮影の上、法量の測定、材質・技法の調査を作り、法規制を行って保存する価値があると判断した物件は、動産文化財保護委員会に提案する。当該委員会は文化財保存官の提案した物件を審議の上、可決或いは保留の決定を行う。可決物件は二クラスに分けられ、より貴重なものは上級の歴史的記念物最高委員会に上申され、他のものは「登録文化財」として「指定動産物補助目録」に登録の上、県知事名で発布して所有者にその旨を伝え、文化省に報告することになっている。また上申された物件については文化財視察官が調査の上、歴史的記念物最高委員会に提案して審議を行い、可決されたも

の「指定文化財」の資格を与えられ大臣で発布して所有者に伝達されるが、保留となったものはさしもとして「登録文化財」として登録される。このように法的規制は二重構造となっているが動産文化財の場合には国段階の登録文化財というものはなく、個人所有の物件は指定のみで登録の制度は適用されない。指定の場合、個人所有物件は所有者の同意を得なければならぬが、公共の場合はその必要がない。

文化財の指定制度は一八四〇年から行われており、現在約九五、〇〇〇件が指定されているが、これに關しては我が国のように「指定文化財総合目録」というものはなく、写真を貼ったカード式の台帳が文化省に保存されている。盗難・毀損を恐れて公示も行わず、所有者に報告書のコピーを送付して通知するのみでもちろん指定書の交付なども行っていない。しかし不動産文化財については公示の制度をとっているようである。指定のための歴史的記念物最高委員会は毎月一回開催され、年間三、四、〇〇〇件が新しく指定されるという膨大な数は驚かされた。

一方登録文化財の制度は一九五八年から施行されはじめたもので、現在約二〇、〇〇〇件が登録されており、これも年間四、五、〇〇〇件ずつ増加しているとのことであった。

このような指定・登録文化財はもちろんのこと文化財保存官によって調査された物件はすべて「フランス文化財総合目録」に掲載されており、この目録は学術研究・調査用に大いに活用されているとのこと、これを見ればフランスの文化遺産のほぼ全貌が理解できるという大変便利なものである。フランスの指定に関する考え方はあくまで保護を

目的としたもので、日本の場合のように価値評価或いは一種顕彰的な性格は全く持たされていない。指定の公示をしないことでも分かるように、題箋やタイトルなどにも指定文化財である旨の記述は一切行っていない。このような思想が根本にあるため、美術館・博物館の館蔵品は指定しないというのも、本来このような施設は美術品の保護を行うのが第一義の目的であることを思えば当然であろうが、こちらにもフランス一流の合理主義がうかがわれて興味深く思った。

二〇年程前から始められた登録の制度はいわば仮指定のようなもので、昭和八年から二十四年まで我が国で行われていた重要美術品の認定制度と類似点が多いように思われた。

次に指定・登録物件の対象範囲について一言しておこう。美術品の場合は時代の下限は目下一九世紀の末にまで及んでいるが、現存作家の作品は対象としていないとのことである。しかし建築の場合は現存作家のものであっても指定が行われており、その範囲はかなり広いことが知られる。またフランスは我が国と異なり、欧州大陸の中で国境線一本で他国と接しており、人や作品の往来は激しく、したがって外国(フランス以外)の美術品のコレクションも多いが、それらは指定・登録しないのが原則でわずかにギリシャ・ローマ時代のものが若干指定されている。

文化財の所有者

九五、〇〇〇件にのぼる指定文化財を所有者別に見てみると、国有が全体の五%、個人有が五%で他はいずれも公共団体(公営造物法人を含む)有であ

茶器を中心とする畠山記念館

石段を数段上り、家紋入りの門を通り抜けると、ゆるやかな坂が続く。行儀よく敷石が並んでいる。木の葉がひらりと……。静かなたたずまい。

この林園は、旧幕時代薩摩藩主島津重豪が、將軍家奇から料地一万余坪を拝料して、自らの隠居所を造営したところである。

明治維新で入手に渡り、のちに荏原製作所の創立者である故畠山一清（即翁）が譲り受けた。

由緒あるこの地に作られた畠山記念館。石橋を渡って、玄関へ。

ガラス越しに、緋もうせんが敷かれた待合が見え、その奥から、平岡田中氏の手による一木造りの翁の寿像が、私たちを迎えてくれる。能楽と茶の湯を深くたしなんだという翁自らが設計したこの記念館は、昭和三十九年、東京オリンピックの時にオープンした。副館長芥さんの御案内で、階上の陳列室へ。



畠山記念館入口

建物の中に、茶室と茶庭がしつらえられている。

茶室とそれに続く十一枚ほどの畳敷廊下は、京都から呼んだ三人の教習屋職人が、九か月の月日をかけて精魂こめて作りあげ……。網張りの天井は実際に何回も試作を重ね……。設計から完成までに五年もの歳月を費やしたというお話は、この記念館の、建物はもちろん、すみずみにまで行き届いて

国立劇場 ニュース

歌舞伎公演

通し 奥州安達原 五幕六場
 辰言 辰言

—袖袷祭文・道行・一つ家—

四月三日〜二十八日

かいせつ

八幡太郎義家の奥州攻（前九年の役）で滅亡した安部頼時の遺子・貞任・宗任兄弟が再挙を図る苦心をテーマにしたスケールの大きな長編で、技巧派の最高峰近松半二ほかの代表作である。宝暦十二年（一七六二）九月大坂竹本座で初演された。原作は人形浄瑠璃だが、歌舞伎でもくりかえし上演されている。安部頼時の妻岩手や貞任宗任兄弟が艱難辛苦の果に挫折する過程のなかに奥州の代表的な伝説でもある謡曲の「黒塚（安達原）」を巧みにとり入れた典型的な五段続きの時代ものである。眼目は二幕目の環宮明御殿と四幕目の安達原一つ家で、御殿には「袖袷祭文」偽勅使「僥倖切腹」の見せ場があり、今回は勘三郎が袖袷・貞任の二役早替り



（右写真）古伊賀花入 からたち（重文）

いる心にくいばかりの配慮を象徴しているような気がした。納得のいく、いいものを。翁の茶を愛する心が、伝わってくるかのようだ。

所蔵品は、東洋の古美術品がおよそ千五百点。茶器が中心で、書画一つをとってみても、茶に関係の深いものが集められ、展示は「茶入」「茶碗」……

とそれぞれを、〇〇展と銘うって陳列するのではなく、濃茶棚、薄茶棚、懐石棚というように、茶器の取り合わせが味わえるよう工夫されている。

大きな一枚ガラスからそそぐ自然の光。障子の和紙と黒い棧の落ち着いたコントラスト。茶庭のかけひから流れる水の音。

抹茶を一服——、陳列室の中は、茶室のふんいきがたじろ。

いらっしやい、いらっしやいと客寄せをするのではなく、本当に愛する人に来てほしい。との翁の考えで、宣伝

のほかに「安達原」での老女岩手の三役を演じ、一畠の広さをみせる。

あらずじ

皇弟環宮が吉田へ社参の途中誘拐され、守役の平儀仗直方は責を負って謹慎している。義家は家臣生駒之助の恋



「奥州安達原」錦絵（早稲田演劇博物館蔵）

人の恋絹が安部貞任の妹と知り、不義を理由に勘当し生駒之助に秘かに貞任詮議を命ずる。

僥倖の娘袖袷はさる浪人との不義により勘当され流浪の警女となっていたが、父の急を知って駆けつける。しかし、親子と名乗れず祭文の演奏にこと

ポスターなどは作っていないとのこと。古代と現代の美が、みごとに調和した空間。

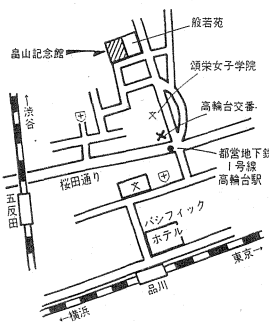
たくさんの人に訪れてほしいところだけれど……。

心静かに——、そっとしておきたいような記念館だった。（清原れい子）

開館期間 開館時間
 春季 3/15〜3/21 午前10時
 夏季 7/15〜7/21 午後5時
 秋季 9/15〜9/21 午前10時
 冬季 12/15〜12/21 午後4時半

休館日 月曜日（祝日は開館し、翌日休館）

入館料 三百円 茶菓券二百円
 ところ 港区白金台二〇二二
 TEL 四四七五七八七
 都営地下鉄一号线、高輪台駅徒歩三分



編集後記

○昭和五十三年度の文化庁関係予算案は、三百三十四億六千万円で前年度比五十五億三千八百万円の増額で一九・九％の伸びを示している。国家予算の伸び率二〇・三％。文部省予算の伸び率一五・二％に比べればますますといえる。予算の額からみれば文部省予算の弱であること、本号でも紹介しているフランスの子算が一十二億円であることなどを考えれば、今後ともよりいっそう拡大しなければならぬであろう。

○倉田奈良園立博物館長の「博物館、美術館とそのコレクション」は、我が国の博物館の歴史の経緯を考慮してもっと充実すべきと指摘されている。財政的な問題もあり難しい問題ではあるが将来の大きな課題と考えられる。

(K)

廣告の問合せ・申込み先
 株式会社 きょうせい 営業課
 TEL 〇三三六八二二四一（代表）

「文化庁月報」 三月号
 昭和53年3月25日印刷・発行
 編集 文化庁
 〒100東京都千代田区霞が関千代田2番5号
 発行所 株式会社 きょうせい
 〒100東京都千代田区千代田2番5号
 本社 千代田区千代田2番5号
 営業所 千代田区千代田2番5号
 電話 〇三三六八二二四一（代表）
 振替口座 東京九六一六一番
 印刷所 協行政学会印刷所
 定価 一五〇円（送料二九円）
 年間購読料 一、八〇〇円